



鳥取県公報

平成17年 3月25日(金)
第 7 6 7 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	生活保護法による医療機関の指定 (188) (福祉保健課)	1
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (189) (")	1
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (190) (")	2
	生活保護法による居宅介護事業の休止の届出 (191) (")	2
	結核予防法による医療機関の指定 (192) (健康対策課)	2
	保健所及び衛生環境研究所の使用料及び手数料の額 (193) (")	3
	中海に係る湖沼水質保全計画の策定 (194) (環境政策課)	3
	大規模小売店舗の新設の届出 (195) (経済交流課)	3
	土地改良法による換地処分 (2件) (196・197) (耕地課)	5
	土地改良事業計画の変更の同意 (198) (")	5
	保安林の指定施業要件の変更予定 (3件) (199～201) (森林保全課)	5
	県道の区域の変更 (202) (道路課)	7
	県道の供用の開始 (203) (")	7

告 示

鳥取県告示第188号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定に基づき、医療機関を変更したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成17年 3月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
玉木歯科医院	鳥取市若葉台南六丁目23 - 30	平成17年 2月 1日
くすだ矯正歯科医院	鳥取市秋里1284	平成17年 3月16日

鳥取県告示第189号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成17年 3月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
玉木歯科医院	鳥取市若葉台南六丁目23 - 30	平成17年 1月31日

鳥取県告示第190号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から所在地又は名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成17年 3月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人敬仁会	倉吉市山根55	ホームヘルプセンターマグノリア	倉吉市上井町一丁目2 - 1	平成17年 2月 1日
〃	〃	デイサービスセンターマグノリア	〃	〃

2 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人敬仁会	倉吉市山根55	居宅介護支援センターマグノリア	倉吉市上井町一丁目2 - 1	平成17年 2月 1日

鳥取県告示第191号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業を休止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成17年 3月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	休止年月日
社会福祉法人敬仁会	倉吉市山根55	訪問入浴介護サービス ル・ソラリオン	訪問入浴介護	平成17年 2月 1日

鳥取県告示第192号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行

令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年 3月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
E 歯科クリニック	西伯郡伯耆町大殿1020 - 6	平成17年 4月 1日

鳥取県告示第193号

鳥取県保健所条例（平成12年鳥取県条例第6号）第3条第2号本文及び鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例（平成14年鳥取県条例第9号）別表第2の3の項金額の欄本文の規定に基づき、保健所及び衛生環境研究所の使用料及び手数料の額を次のとおり定め、平成17年4月1日から施行する。

平成16年鳥取県告示第300号（保健所及び衛生環境研究所の使用料及び手数料の額について）は、平成17年3月31日限り廃止する。

平成17年 3月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県保健所条例第4条第2号本文及び鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例別表第2の5の項金額の欄本文の知事が定める額は、平成6年厚生省告示第54号（健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法）に基づき、同告示に定める医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表により算定した額（基本診療科に係る額を除く。）の8割の額（その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

鳥取県告示第194号

湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第4条第1項及び第2項の規定に基づき、中海に係る湖沼水質保全計画を次のとおり定めたので、同条第6項の規定により告示する。

平成17年 3月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を鳥取県生活環境部環境政策課及び総務部県民室、各総合事務所県民局並びに各保健所及び鳥取保健所郡家支所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第195号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成17年 3月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
丸合弓ヶ浜店

米子市夜見町3077 - 17

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンマート和光 代表取締役 梅林哲朗

米子市東福原六丁目12 - 40

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社サンマート和光 代表取締役 梅林哲朗

米子市東福原六丁目12 - 40

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成17年11月11日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,117.31㎡

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 収容台数 127台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 収容台数 30台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 面積 16.00㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 容量 42.06㎡

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 出入口の数 2か所

イ 位置 8の書類に記載のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前7時から午後7時まで

7 届出年月日

平成17年3月10日

8 縦覧に供する書類

大規模小売店舗届出書及びその添付書類

9 縦覧に供する期間

平成17年3月25日から4月間

10 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課
米子市鞆町一丁目160
鳥取県西部総合事務所県民局
米子市加茂町一丁目 1
米子市経済部商工課

11 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第196号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る西伯耆地区（第11工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成17年 3月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第197号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る西伯耆2期地区（第8工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成17年 3月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第198号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村総合整備統合補助事業東郷地区農業用排水）計画の変更を平成17年3月18日に同意したので、同法第96条の3第5項において準用する同法第48条第11項の規定により告示する。

平成17年 3月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第199号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年 3月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字福永字奥山453の1、453の10から453の25まで、453の114、453の115、大字野田字東谷東

平566の1から566の18まで、566の20、字笹野谷567の9、567の72、567の79、567の82から567の89まで、567の105

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第200号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年3月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字野井倉字間谷1、2の1、2の2、2の37から2の39まで、2の52から2の143まで、2の145、2の150、2の153、2の159、2の164、2の177、2の179、2の181、2の186、2の198、2の203、2の205、2の209、2の211、2の213、2の217、2の230から2の235まで、2の237、2の239、2の243、2の245、2の247、2の249

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第201号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年3月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字三本杉字山川谷東平ラ1752の55、1752の56、1752の58（次の図に示す部分に限る。）、大字大杉字大谷803の4、803の28から803の37まで、803の40から803の42まで、803の44から803の50まで、803の52、803の56、803の57、803の59から803の63まで、803の65から803の74まで、803の90から803の97まで、803の100から803の103まで、803の105から803の114まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字三本杉字山川谷東平ラ1752の55、1752の56

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成17年3月25日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成17年3月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
網代港線	岩美郡岩美町大字岩本字下屋敷383 - 3地先から同大字字鳥縄手296 - 1地先まで	変更前	9.5 ~ 26.5	244.0
		変更後	10.0 ~ 30.5	237.0

鳥取県告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成17年3月25日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成17年3月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	供用開始の期日
網代港線	岩美郡岩美町大字岩本字下屋敷383 - 3 地先から同大字字鳥縄手296 - 1 地先まで	平成17年 3月27日